（様式18）【施行細則様式第16号】

|  |
| --- |
| **一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 譲 受 け（借 受 け）許 可 申 請 書**　　年　　月　　日　長野県知事　　　　　　　　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　所氏　名法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　電話番号　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の５第１項の規定により、一般廃棄物処理施設の譲受け（借受け）の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 |
| 譲受け又は借受けの相手方の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所 |  |
| 一般廃棄物処理施設の設置の場所 |  |
| 一般廃棄物処理施設の種類 |  |
| 許可の年月日及び許可番号 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日　　第　　　　　　　　　号 |

|  |
| --- |
| 申請者（個人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　籍（地番まで記載すること） |
| 住　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |
| （法人である場合） |
| （ふ　り　が　な）名　　　　　　称 | 住　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 |
|  |  |
| 法定代理人（申請者が法第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合） |
|  | （個人である場合） |
| （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　籍（地番まで記載すること） |
| 住　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |
| （法人である場合） |
| （ふ　り　が　な）名　　　　　称 | 住　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 |
|  |  |
|  | 役員（法定代理人が法人である場合） |
| （ふりがな）氏　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　籍（地番まで記載すること） |
| 役職名･呼称 | 住　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 役員（申請者が法人である場合。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　籍（地番まで記載すること） |
| 役職名･呼称 | 住　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 発行済株式総数の100分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき） |
|  | 発行済株式の総数 | 株 | 出資の額 | 万円 |
| （ふ り が な）氏名又は名称 | 生 年 月 日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本　　籍（地番まで記載すること） |
| 割　　　　合 | 住　　　　　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
| 政令第４条の７に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　籍（地番まで記載すること） |
| 役職名･呼称 | 住　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 備　考１　｢法定代理人｣の欄から｢政令第４条の７に規定する使用人｣までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。２　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 |